

令和 7 年度第 1 回柏市福祉有償運送運営協議会

会議資料

令和 8 年 1 月 7 日

目次

1 議題	1
(1) 報告事項	1
ア 柏市福祉有償運送の状況	1
(ア) 柏市福祉有償運送許可団体の輸送実績	1
(イ) 柏市福祉有償運送に係る移動制約者等の状況	3
イ 軽微な事項の変更の共有	5
(2) 協議事項	6
ア 柏市福祉有償運送の手引きの改正について	6
イ 柏市福祉有償運送事業者の更新登録について	24
(ア) 社会福祉法人 柏市社会福祉協議会	24
(イ) 社会福祉法人 彩会	26
(ウ) 千葉県高齢者生活協同組合 花いちりん流山 ※対価の変更含む	28
(エ) 社会福祉法人 青葉会	36
2 福祉有償運送の概要	38
3 柏市福祉有償運送運営協議会委員名簿	39
4 柏市福祉有償運送運営協議会要領	40

1 議題

(1) 報告事項

ア 柏市福祉有償運送の状況

次の(ア)及び(イ)の状況から、移動制約者に対して引き続き交通事業者によるサービスが行き届かない状態であるため、今後も柏市福祉有償運送の継続が必要といえます。

(ア) 柏市福祉有償運送許可団体の輸送実績

令和6年度 柏市福祉有償運送許可団体の輸送実績

社会福祉協議会							彩会								
	稼働日数	運送回数	運送延べ人数	利用した会員数	車両数	会員数	事故発生数		稼働日数	運送回数	運送延べ人数	利用した会員数	車両数	会員数	事故発生数
4月	25	436	436	140	7	463	0	0	0	0	0	0	1	3	0
5月	24	445	445	145	7	473	0	0	0	0	0	0	1	3	0
6月	25	429	429	134	7	481	0	0	0	0	0	0	1	3	0
7月	26	503	503	141	7	483	0	0	0	0	0	0	1	3	0
8月	26	437	437	128	7	485	0	0	0	0	0	0	1	3	0
9月	23	441	441	141	7	493	0	0	0	0	0	0	1	3	0
10月	26	478	478	157	7	501	0	0	0	0	0	0	1	3	0
11月	24	443	443	139	7	506	0	0	0	0	0	0	1	3	0
12月	24	419	419	134	7	491	0	0	0	0	0	0	1	3	0
1月	23	371	371	121	7	484	0	0	0	0	0	0	1	3	0
2月	22	373	373	120	7	483	0	0	0	0	0	0	1	3	0
3月	25	414	414	135	7	490	0	0	0	0	0	0	1	3	0
合計	293	5,189	5,189	1,635			0	0	0	0	0	0			0
前年度比	100.0%	93.3%	93.3%	99.6%				—	—	—	—	—			

3

かしわ市民の会

	稼働日数	運送回数	運送延べ人数	利用した会員数	車両数	会員数	事故発生数		稼働日数	運送回数	運送延べ人数	利用した会員数	車両数	会員数	事故発生数
4月	26	197	197	48	9	156	0	5	17	17	9	9	268	0	
5月	26	159	159	44	9	158	0	11	21	21	9	9	268	0	
6月	26	181	181	42	9	158	0	9	20	20	10	9	268	0	
7月	29	218	218	51	9	161	0	5	17	17	9	9	270	0	
8月	24	150	150	36	9	161	0	8	18	18	7	9	272	0	
9月	23	160	160	41	7	162	0	7	19	19	9	9	273	0	
10月	26	184	184	43	7	164	0	8	21	21	8	9	275	0	
11月	26	164	164	39	7	164	0	12	24	24	9	8	280	0	
12月	24	195	195	38	7	164	0	7	17	17	9	9	280	0	
1月	23	180	180	40	7	168	0	11	28	28	10	9	280	0	
2月	20	153	153	34	7	168	0	15	38	38	9	9	215	0	
3月	24	166	166	41	7	169	0	11	35	35	12	9	221	0	
合計	297	2,107	2,107	497			0	109	275	275	110				0
前年度比	93.4%	81.8%	81.8%	78.0%				73.2%	76.8%	76.8%	108.9%				

	ひこばえ							生活クラブ						
	稼働日数	運送回数	運送延べ人数	利用した会員数	車両数	会員数	事故発生数	稼働日数	運送回数	運送延べ人数	利用した会員数	車両数	会員数	事故発生数
4月	1	1	1	1	1	3	0	5	5	1	1	1	10	0
5月	1	1	1	1	1	3	0	7	7	1	1	1	10	0
6月	1	1	1	1	1	3	0	7	7	1	1	1	10	0
7月	2	2	2	2	1	3	0	7	7	1	1	1	8	0
8月	1	1	1	1	1	3	0	7	7	1	1	1	8	0
9月	0	0	0	0	1	3	0	7	7	1	1	1	5	0
10月	0	0	0	0	1	2	0	6	6	1	1	1	5	0
11月	1	1	1	1	1	2	0	6	6	1	1	1	5	0
12月	0	0	0	0	1	2	0	8	8	1	1	1	5	0
1月	0	0	0	0	1	2	0	6	6	1	1	1	5	0
2月	0	0	0	0	1	2	0	6	6	1	1	1	5	0
3月	0	0	0	0	1	2	0	7	7	1	1	1	5	0
合計	7	7	7	7			0	79	79	12	12			0
前年度比	63.6%	63.6%	63.6%	70.0%				95.2%	92.9%	14.1%	48.0%			

No.7/8

権利擁護あさひ

青葉会

	稼働日数	運送回数	運送延べ人数	利用した会員数	車両数	会員数	事故発生数	稼働日数	運送回数	運送延べ人数	利用した会員数	車両数	会員数	事故発生数
4月	7	12	12	6	3	13	0	26	85	85	59	29	120	0
5月	7	14	14	6	3	13	0	28	84	84	60	29	120	0
6月	6	11	11	4	3	13	0	28	81	81	58	29	120	0
7月	7	14	14	6	3	13	0	31	75	75	54	29	120	0
8月	5	8	8	5	3	13	0	29	84	84	59	29	120	0
9月	4	6	6	3	3	9	0	29	82	82	58	29	120	0
10月	3	6	6	3	3	9	0	31	104	104	67	29	120	0
11月	6	12	12	5	3	9	0	30	92	92	60	29	120	0
12月	7	12	12	6	3	9	0	29	91	91	63	29	120	0
1月	3	6	6	3	3	9	0	27	94	94	64	29	120	0
2月	4	6	6	3	3	9	0	26	83	83	65	29	120	0
3月	4	7	7	4	3	9	0	28	90	90	66	29	120	0
合計	63	114	114	54			0	342	1045	1045	733			0
前年度比	55.3%	54.8%	54.8%	69.2%				101.5%	99.1%	98.4%	95.8%			

ホリデー

そら

	稼働日数	運送回数	運送延べ人数	利用した会員数	車両数	会員数	事故発生数	稼働日数	運送回数	運送延べ人数	利用した会員数	車両数	会員数	事故発生数
4月	5	8	8	6	2	15	0	11	11	11	1	3	2	0
5月	5	9	9	8	2	15	0	15	15	20	2	3	2	0
6月	8	14	14	11	2	15	0	13	13	17	2	3	2	0
7月	3	4	4	3	2	15	0	6	6	7	2	3	2	0
8月	2	2	2	2	2	15	0	0	0	0	0	3	2	0
9月	2	2	2	2	2	15	0	13	13	18	2	3	2	0
10月	4	17	17	7	2	15	0	16	17	23	3	3	3	0
11月	1	1	1	1	2	15	0	18	22	24	5	3	5	0
12月	6	6	6	6	2	15	0	13	16	16	3	3	5	0
1月	3	13	13	7	2	15	0	15	19	19	4	3	5	0
2月	3	3	3	3	2	15	0	13	18	19	5	3	5	0
3月	2	7	7	7	2	15	0	12	16	16	5	3	5	0
合計	44	86	86	63			0	145	166	190	34			0
前年度比	29.9%	40.2%	40.2%	72.4%				92.9%	79.4%	81.5%	103.0%			

各団体合計の昨年度比(通年)

	稼働日数 (延べ日数)	運送回数 (回)	利用した会員数 (年間の延べ人数)
令和5年度計	1,608	10,277	3,377
令和6年度計	1,379	9,068	3,145
前年度比	85.8%	88.2%	93.1%

(イ) 柏市福祉有償運送に係る移動制約者等の状況

1 移動制約者数の推移

(1) 要介護（要支援）認定者数

【高齢者支援課】

(各年度末現在。R7年度のみ10月末現在。単位：人)

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R2	3,117	2,296	4,308	2,879	2,267	2,002	1,446	18,315
	42	36	90	81	46	47	56	398
R3	3,089	2,358	4,238	2,832	2,228	2,031	1,348	18,124
	33	43	97	82	49	38	51	393
R4	3,229	2,444	4,461	2,923	2,390	2,318	1,401	19,166
	34	36	81	84	50	45	61	391
R5	3,322	2,577	4,642	3,145	2,478	2,333	1,503	20,000
	33	42	99	98	47	52	64	435
R6	3,615	2,655	4,988	3,205	2,532	2,413	1,492	20,900
	45	42	89	104	45	55	60	440
R7	3,829	2,804	5,117	3,306	2,567	2,494	1,564	21,681
	47	50	90	110	38	59	63	457

※各年の下段は、第2号被保険者（40歳以上64歳以下のかた）を再掲

(2) 身体障害者手帳所持者数

【障害福祉課】

(各年度末現在。R7年度のみ10月末現在。単位：人)

区分	視覚障害							聴覚・平衡機能障害						
	1	2	3	4	5	6	小計	1	2	3	4	5	6	小計
R2	253	279	50	66	114	46	808	20	231	124	235	7	368	985
R3	248	286	52	76	118	47	827	21	232	127	251	7	370	1,008
R4	244	293	52	79	123	44	835	22	231	132	263	6	361	1,015
R5	246	290	52	76	128	45	837	24	238	122	278	5	358	1,025
R6	253	282	55	81	124	43	838	24	232	126	298	5	362	1,047
R7	253	283	60	82	120	44	842	22	228	126	304	6	358	1,044

区分	音声・言語機能障害					肢体不自由						
	1	2	3	4	小計	1	2	3	4	5	6	小計
R2	8	11	115	60	194	1,331	1,270	962	1,470	494	244	5,771
R3	8	13	120	64	205	1,348	1,255	953	1,457	497	250	5,760
R4	8	13	116	61	198	1,307	1,229	930	1,419	492	248	5,625
R5	8	12	120	64	204	1,311	1,214	905	1,385	492	245	5,552
R6	8	10	117	64	199	1,319	1,202	898	1,338	489	245	5,491
R7	8	10	111	63	192	1,295	1,202	900	1,324	493	248	5,462

区分	内部障害					合計
	1	2	3	4	小計	
R2	2,614	67	559	1,101	4,341	12,099
R3	2,668	63	584	1,147	4,462	12,262
R4	2,744	70	616	1,194	4,624	12,297
R5	2,740	73	641	1,193	4,647	12,265
R6	2,797	80	687	1,228	4,792	12,367
R7	2,794	85	718	1,272	4,869	12,409

(3) 療育手帳所持者数

【障害福祉課】

区分	A	A-1	A-2	B-1	B-2	合計
	(最重度)	(重度)	(重度)	(中度)	(軽度)	
R2	482	560	26	701	1,098	2,867
R3	504	578	27	726	1,137	2,972
R4	520	611	32	758	1,214	3,135
R5	536	635	34	801	1,289	3,295
R6	569	653	33	834	1,356	3,445
R7	583	657	34	856	1,400	3,530

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

【障害福祉課】

区分	(各年度末現在。R7年度のみ10月末現在。単位：人)			合計
	1級(重度)	2級(中度)	3級(軽度)	
R2	515	2,096	1,000	3,611
R3	520	2,263	1,171	3,954
R4	522	2,471	1,343	4,336
R5	510	2,614	1,398	4,522
R6	534	2,832	1,523	4,889
R7	509	2,901	1,610	5,020

2 公共交通機関が行う輸送の状況

(1) 柏市内のタクシー事業者の状況

【交通政策課】

	事業者名	住所	車両保有台数
1	京成タクシーウエスト(株)柏営業所	柏市十余二313-249	34台
2	千葉タクシー(株)	柏市東1-3-12	59台
3	(株)柏タクシー	柏市豊四季向中原712-8	80台
4	エミタスタクシー柏(株)光ヶ丘営業所	柏市光ヶ丘2-18-18	61台
5	富士タクシー(有)	柏市豊四季129-10	27台
6	エミタスタクシーアスカ(株)柏営業所	柏市十余二254-507	26台
7	(有)東邦タクシー	柏市豊四季306	22台
8	(有)北柏交通	柏市花野井909-3	32台
9	沼南タクシー(有)	柏市大島田122	22台
10	(有)染谷交通	柏市北柏2-11-9	23台
11	柏個人タクシー	柏市大青田598	19台

(2) 柏市福祉タクシー利用券の利用状況

【障害福祉課】

区分	(各年度末現在)				
	R2	R3	R4	R5	R6
交付者数	2,675	2,700	2,811	2,707	2,775
利用枚数	84,826	91,025	82,936	83,534	79,006
助成額	55,713,320	60,115,210	59,713,620	58,209,100	55,498,430

(単位：人)
(単位：枚)
(単位：円)

心身障害者で一定程度以上の方が福祉タクシーを利用した場合に、運賃の一部（1回につき上限720円）を助成。

※交付枚数：所得の制限あり。一人1ヶ月最大10枚。腎臓機能障害1級で人工透析療法を受けている方は1ヶ月最大20枚。
※自動車燃料費とのいずれか一方の選択。

イ 軽微な事項の変更の共有

柏市での運送を終了した事業者について報告します。

事業者名称	社会福祉法人 生活クラブ
事業者住所	千葉県佐倉市山崎字石井戸 529 番地 1
代表者氏名	三好 規
登録事項 変更内容	以下の運送の区域を削除 柏市及び柏市を起点とする地域 以下の事務所を削除 名称：生活クラブ風の村介護ステーション光ヶ丘 位置：千葉県柏市東中新宿 4-5-13
変更日	令和 7 年 6 月 1 日
備考	事業者が千葉運輸支局宛に提出した「自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書」の写し受領済。

(2) 協議事項

次のア及びイについて、御審議の上、別紙「書面議決書」を御提出ください。

ア 柏市福祉有償運送の手引きの改正について

協議事項	改正案のとおり改正してよいか御審議願います。
改正の経緯	本手引きは、柏市福祉有償運送運営協議会審査及び運用基準を定めたものですが、現行の手引きは、関係法令及び通達と重複する内容が多く、頻繁な改正に合わせて最新性を維持することが難しいこと、柏市独自の基準の記載部分がわかりづらいこと及び事業者への必要な手続きの説明は個別に実施していることから、柏市独自の基準のみを抜粋して記載する形とします。
手引き	手引き改正案及び現行手引きは、次ページ以降を御確認ください。

柏市福祉有償運送の手引き

(関係法令・通達に定められていない柏市独自の基準)

令和7年 月改正版
柏市福祉有償運送運営協議会

I 本手引きについて

本手引きは、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。)第49条第2号に定める福祉有償運送について、関係法令及び通達(以下「法令等」という。)に定められていない柏市独自の基準(ローカルルール)をまとめたものである。

ここに記載のないものは、法令等によるものとする。

II 柏市福祉有償運送運営協議会

柏市福祉有償運送運営協議会は「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日付け国自旅第161号)の別紙「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」を運用の参考とし、審査及び協議を行うものとする。

III 柏市独自の基準(ローカルルール)

柏市独自の基準	法令等
1 運送の対象	
<p>① 運送の対象であることの確認方法は次のようにすること。</p> <p>ア 規則49条第2号の登録に際しては、移動制約事由チェック票(柏市様式)により確認を行い、当該団体の責任において適正に運用すること。</p> <p>イ 移動制約事由チェック票は客観性を持たせるため、可能な限り確認書類等で国が法令等で示す要件への該当事由等の確認を行うこと。</p> <p>ウ 規則49条第2号口、ハ、ホ、ヘ、及びトに該当する者は、移動制約事由チェック票を提出すること。</p>	規則49条 第2号
<p>② 国が法令等で示す要件に該当しても、タクシーの利用が可能ならば福祉・介護タクシー及び一般タクシーなど他の交通機関を紹介するなど、運送主体同士が連携協力しながら移動困難者の移動手段を確保する方策を講じること。</p>	規則49条 第2号
<p>③ 会員登録者数は、当該団体で対応可能な会員数とし、むやみに会員数を拡大しないこと。</p>	規則49条 第2号
2 使用車両	
当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者とならない場合に使用している車両(以下「持込車両」という。)または福祉有償運送以外にも使用する可能性のある車両には、誤解を避けるためにマグネット式表示等を使用し、福祉有償運送以外の用途に使用する場合には当該表示を外すこと。	規則51条 の27
3 運転者	
<p>① 規則51条の16「同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者」について、「かつ運転歴が3年以上の者である」ことを要件とすること。</p>	規則51条 の16

② 運送主体は、定期的な研修計画を自主的に作成し、質の向上を図れるような研修を普段から運転者に積極的に受講させることにより、運送の安全及び旅客の利便の確保に努めること。	規則51条の17
4 損害賠償措置 規則51条の26における損害賠償保険は、次のとおり別に定めたものを優先して、加入すること。 ア 損害賠償保険は、対人無制限、対物1,000万円以上、搭乗者傷害1,000万円以上とすること。 イ 持込車両を使用する場合、福祉有償運送中の事故が対象となる保険に加入すること。	規則51条の26
5 管理運営体制 ① 以下に記載の「特定事務所」は「全ての事務所」と読み替えること。 ア 規則51条の17の第2項 イ 規則51条の18 ウ 規則51条の22第2項 エ 規則51条の22第3項	左のア～エ
② 規則51条の25の事故発生時及び同条30の苦情への対応については、マニュアル化すること。	規則51条の25及び30
6 その他 廃止においては、会員に対する説明やその後の措置等、会員の利便性を損なうことのないよう十分な配慮を行うこと。	法79条の11

IV 市への報告・提出

市への報告・提出	法令等
1 各種登録等	
別紙「提出書類一覧」に記載の書類を提出すること。	法79条関係
2 輸送実績	
福祉有償運送の輸送実績報告書を市の定めた書面により作成し、四半期ごとに市が定めた日までに報告を行うこと。	旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年3月31日 運輸省令第21号)第2条の2関係

V 参考資料

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 道路運送法(昭和26年法律第183号)【e-Gov 法令検索】
https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0000000183 |
| ② 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)【e-Gov 法令検索】
https://laws.e-gov.go.jp/law/326M50000800075 |
| ③ 自家用有償旅客運送に関する各通達について【国土交通省ホームページ】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000044.html |

現行手引き

柏市福祉有償運送の手引き

(柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準)

柏市福祉有償運送運営協議会

令和 7 年 1 月改正版

福祉有償運送とは

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者や障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO法人や社会福祉法人等が、営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車を利用して当該法人の会員に対して行う個別の輸送サービスのことです。

福祉有償運送を行おうとする場合は、道路運送法第78条第2号及び第79条の規定に基づき管轄の運輸支局に登録を受ける必要があり、そのためには、自治体が主宰する運営協議会において合意を得ることが必要とされています。

柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

柏市では各法令や通達等を基に柏市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という）の決定を経た以下の基準に沿って審査及び協議を行うものとする。（下線付き数字は柏市における上乗せ基準）

* これから福祉有償運送事業を始める場合には、以下に記述する要件を尊守したうえで申請登録し運営を行ってください。

◆運送主体

- 1 福祉有償運送を行うことができる実施主体は以下のとおり
 - (1) 特定非営利活動法人
 - (2) 一般社団法人又は一般財団法人
 - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
 - (4) 農業協同組合
 - (5) 消費生活協同組合
 - (6) 医療法人
 - (7) 社会福祉法人
 - (8) 商工会議所
 - (9) 商工会
 - (10) 営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が道路運送法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であるもの

- 2 運送主体である法人の役員は、次のいずれかに該当していないこと。
 - (1) 1年以上の懲役又は禁固刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
 - (2) 登録の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の役員として存在した者で、取消しの日から2年を経過していない者
 - (3) 成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が(1)(2)のいずれかに該当する者であるとき
- 3 運送主体は、運行に関して全ての責任体制が確立されていること。

◆運送の対象

- 1 運送の対象となる旅客の範囲は、事前に法人の会員として登録された次の者及びその介助者又は付添人であること。
 - (1) 身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」で身体障害者手帳を所持する者
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」
 - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する「知的障害者」
 - (4) 介護保険法第19条第1項にいう「要介護者」で介護保険被保険者証を所持する者
 - (5) 介護保険法第19条第2項にいう「要支援者」
 - (6) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
 - (7) その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）、知的障害、精神障害その他の障害を有する者（自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含む）
以上の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独ではタクシーその他の公共交通機関を利用する事が困難な者。なお、(5)及び(7)に該当する者を対象とする場合には、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であるとの確認がされた者であること。
- 2 上記1の会員として登録された者が運送の対象であるとの確認方法は次のようにすること。

- (1) 会員登録に際しては、移動制約事由チェック票（柏市様式）により確認を行い、当該団体の責任において適正に運用すること。
 - (2) 移動制約事由チェック票は客観性を持たせるため、可能な限り確認書類等で国が法令等で示す要件への該当事由等の確認を行うこと。
 - (3) 上記1の会員として登録された者のうち(5)及び(7)に該当する者が会員となる場合には、個人情報に配慮した形で市に移動制約事由チェック票を提出すること。（提出された会員名簿及び移動制約事由チェック票等は、市が審査し、その結果を運営協議会に報告すること。）
- 3 申請日において運送しようとする旅客の中に上記1に該当する者がいない区分については、申請することができないこと。
- 4 複数乗車（1回の運行で複数の会員を運送）を行う時は、透析患者のための運送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって、運送者が必要と認め、かつ、收受する対価が関係通達等の定める基準を満していることについて運営協議会の協議が調っていること。
- 5 運営主体は、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者であることの事実その他必要な事項を記載した会員名簿を、個人情報の保護の観点から適切に作成し管理すること。
- 6 国が法令等で示す要件に該当しても、タクシーの利用が可能ならば福祉・介護タクシー及び一般タクシーなど他の交通機関を紹介するなど、運送主体同士が連携協力しながら移動困難者の移動手段を確保する方策を講じること。
- 7 会員登録は、当該団体で対応可能な会員数とし、むやみに会員数を拡大しないこと。

◆運送の区域

福祉有償運送の区域は、運送の発着地のいずれかを柏市とすること。

◆使用車両

- 1 登録できる使用車両は、乗車定員11人未満で、かつ、次の車両であること。
 - (1) 福祉自動車
 - ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する車両
 - イ 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが

- 可能な車両でスロープ又はリフト付の車両
- ウ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した車両
- エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える車両
- (2) セダン等（貨物運送の用に供する車両を除く。）

- 2 使用する車両については、運送主体が使用権原を有すること。
ただし、ボランティア運転者等から提供される車両を使用するときは、下記の事項に適合すること。
- (1) 運送主体と、ボランティア運転者等との間に車両の使用にかかる契約及び使用承諾が締結され、当該内容を証する書面が作成されていること。
- (2) 当該契約書及び使用承諾書において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について、運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- 3 外部から見やすいように使用車両の車体の側面に有償運送の登録を受けた車両である旨の表示をしてあること。表示方法は次のとおりとすること。
- (1) 運送者の名称
- (2) 「有償運送車両」の文字
- (3) 登録番号
- 上記の事項について、文字はステッカー、マグネットシール又はペンキ等による横書きとし、一文字の大きさは縦横50ミリ以上とする。
- 4 ボランティア運転者等との契約に基づき使用している車両や福祉有償運送以外にも使用する可能性のある車両には、誤解を避けるためにマグネット式表示等を使用し、福祉有償運送以外の用途に使用する場合には当該表示を外すこと。
- 5 登録証の交付を受けた運送主体は、登録証の写しを自動車に備えておかなければならない。
- 6 自動車内に名称、運転者の氏名、登録番号、対価に関する事項を旅客に見やすいように掲示すること。
- 7 使用車両は、道路運送車両法第48条の規定に定める点検を実施すること。

◆運転者

1 自動車の種類に応じて、次のいずれかの要件を備える者であること。

自動車の種類	運転者の要件
(1) 福祉自動車	<p>ア 第二種運転免許を有しており、その効力が停止されていない者。</p> <p>イ 第一種運転免許を有しており、その効力が過去2年以内において停止されていない者、かつ<u>運転歴が3年以上の者</u>であって国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了している者。</p>
(2) セダン型	<p>(1)の福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者。(またはいずれかの要件を備える者の乗務)</p> <p>ア 介護福祉士</p> <p>イ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了している者。</p> <p>ウ 訪問介護員</p> <p>エ その他、国土交通大臣が認める要件を備えている者。</p>

- 2 運転者が死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、3号、又は第4号に掲げる障害を受けた者）が生じた事故を引き起こした場合、その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合は、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適正診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開してはならない。
- 3 運営主体においては、運転者の氏名、住所、生年月日、運転免許証に関する内容、講習等の受講歴、交通事故や道路交通法違反に係る履歴等を記載した運転者台帳を運転者ごとに作成し、加除等を適切に行い2年間保管すること。
- 4 運送主体の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期限、運転者としての要件等を記載した運送主体の発行する運転者証を車内に掲示、あるいは運転者に携行させること。
- 5 運送主体は、定期的な研修計画を自主的に作成し、質の向上を図れるような研修を普段から運転者に積極的に受講させることにより、運送の安全及び旅客の利便の確保に努めること。

◆損害賠償措置

- 1 運送主体が所有する場合、あるいはボランティア運転者等から提供される車両を使用する場合においても、全ての車両が原則として、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険もしくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画があること。
- 2 上記における損害賠償保険は、次のとおり別に定めたものを優先して、加入すること。
 - (1) 損害賠償保険は、対人無制限、対物1,000万円以上、搭乗者傷害1,000万円以上とすること。
 - (2) ボランティア運転者等から提供される自家用自動車を使用する場合、有償運送中の事故が対象となる保険に加入すること。

◆運送の対価

- 1 福祉有償運送の対価は、以下に掲げる範囲のものをいう。これを変更するときも同様とする。
 - (1) 運送の対価
運送サービスの利用に対する対価で、営利に至らない範囲として、次の中から選択すること。ただし、柏市に適用されるタクシー運賃の約8割（関東運輸局が公表する運送の対価）を目安とする。
 - ア 距離制
原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定すること。
 - イ 時間制
旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めること。
 - ウ 定額制
旅客の運送に要した時間及び距離によらず1回の利用ごとに対価を定めるもの又はあらかじめ利用者の利用区間ごとの対価の額を定めること。
なお、これらのいずれにもよりがたい場合にあっては、運営協議会の合意に基づき地域の実情に応じた運送の対価を設定することができること。
ウにおいては、利用者間の公平を失するような対価設定をしないこと。

(2) 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに設備の利用に対する対価（迎車回送料金、待機料金、介助料、添乗料、設備使用料等（ストレッチャー、車椅子使用料等）で、実費の範囲内であること。

2 対価の適用方法は次のものとすること。

- (1) 距離制及び時間制の双方を定める場合、それぞれの適用方法について明確な基準を設け利用者に対して適用する対価の説明を行うこと。
- (2) 複数乗車の場合の運送の対価は、旅客一人ずつから対価を收受するため、「定員を最大限利用したときの対価の総額」又は「平均乗車人員で運行した場合の対価の総額」がタクシー運賃の約8割にあること。
- (3) 運送の対価以外の対価については、旅客が利用する設備や提供されるサービスの種類ごとに金額を明記した書類を会員に提供するものとすること。

3 タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことをあおって会員等の募集を行わないこと。

◆管理運営体制

1 運行管理責任者は、次に掲げる業務を行うこと。

- (1) 運転者の要件を備えない者に運転させないこと。
- (2) 事故等を起こした運転者に対し、適性診断を受けさせること。
- (3) 国土交通大臣が認定する講習を修了した等の要件を備えた乗務者なしに要件を備えない者に運転させないこと。
- (4) 自家用有償旅客運送自動車の運行に関する計画を作成すること。
- (5) 運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替するための運転者を配置すること。
- (6) 異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じること。
- (7) 乗務しようとする運転者に対して、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために特別な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存すること。
- (8) 乗務を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について確認し、運転

者ごとに確認を行った旨を記録し,かつ,その記録を一年間保存すること。

(9) アルコール検知器を常時有効に保持するとともに,酒気帯びの有無について確認を行う場合には,運転者の状態を目視等で確認するほか,アルコール検知器を用いて行うこと。

(10) 運転者に対し,安全な運転のための確認を行い,指示を与え,記録し,その記録を保存すること。

(11) 運転者に対し,乗務記録を作成させ,その記録を保存すること。

(12) 運転者台帳を作成し,事務所に備え置くこと。

(13) 事故の記録を作成し,その記録を保存すること。

(14) その他運行の安全を確保するために必要な業務

2 運行管理責任者の選任にあたっては,事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。また,運送主体は,全ての事務所の運行管理の責任者に,国土交通大臣が告示で定める一般講習を受けさせること。

3 配置する自動車の数が5両以上となる事務所の場合の運行管理責任者は次のいずれかの要件を満たすこと。

(1) 道路運送法第23条第1項の運行管理者(39両まで1人,以降40両ごとに1人)

(2) 運行管理者の受験資格を有する者

(3) 安全運転管理者の選任要件を備える者

(4) 国土交通大臣が同等以上の能力を有すると認めた者

(2)～(4)の場合,19両まで1人,以降20両ごとに1人。

4 運行管理者がやむを得ず不在となる場合は,あらかじめ運行管理を代行する者を定め,適切な運行管理の実施を確保すること。(代務者の選任など)

5 運行管理や整備管理に係る指揮命令,運転者に対する監督等の体制が整っており,地方公共団体も含めた事故発生時における緊急連絡体制や苦情処理の体制が整備されていること。

6 利用者に対し,事故発生,苦情対応に係る運営主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

7 運営主体は,事故や苦情処理の記録を実施するとともに,事故については2年間,苦情処理については1年間その記録を保存すること。

8 運営主体は,次に掲げる事項について速やかに市に報告すること。

(1) 事故発生時の対応がマニュアル化されており,人身事故及び重大な物損事故については,書面(参考様式第ト号)にすること。

(2) 利用者からの苦情への対応がマニュアル化されており,苦情のうち,制度に関わるもの,他の実施主体に影響のあるものについては,書面(参

考様式第チ号) にすること。

(3) 福祉有償運送の輸送実績報告書を市の定めた書面により作成すること。

ただし、報告は四半期ごととし市が定めた日までに行うこと。

9 運送主体は、安全な運転のために乗務しようとする運転者に対して行う確認や指示は、原則として対面により行うものとする。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認や指示を確実に実施できる体制を整備し実施するとともに、運送主体において書式を定めた安全な運転のための確認表を1年間保存すること。

運転者が乗務したときの乗務記録についても同様とすること。

◆その他

- 1 初回の更新登録の有効期限は2年とする。それ以降の更新登録の有効期限は、原則として2年とし、次のいずれにも該当する場合は、有効期限は3年とすること。
 - (1) 運送主体の運行管理の方法を改善、路線又は運送の区域の変更、対価の変更、保険契約締結の措置等（道路運送法第79条の9第2項に基づく命令）を受けていないこと。
 - (2) 重大事故を引き起こしていないこと。（道路運送法第79条の10及び自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故等）
 - (3) 道路運送法第79条の12に基づく業務の全部又は一部の停止命令を受けていないこと。
- 2 新規及び更新等の申請の際には、国で示されている必要な書類の他、次に掲げる書類を市へ提出すること。
 - ア 柏市福祉有償運送運営協議会依頼
 - イ 利用料金表
 - ウ 運行管理マニュアル
- 3 次に掲げる協議を要しない軽微な事項について変更した場合は、30日以内に運輸支局に届出を行う。
 - (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (2) 自家用有償旅客運送の種別（過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）
 - (3) 路線又は運送の区域を減少する場合
 - (4) 事務所の名称及び位置
 - (5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
 - (6) 運送しようとする旅客の範囲
- 4 登録の有効期間が満了した場合及び業務の廃止の届出があった場合には、登録は抹消される。抹消が行われた場合には、登録証の原本を運輸支局に返納しなければならない。
- 5 運営協議会の協議を要しない事項の変更及び業務の廃止の届出については、運輸支局に提出した書類の写しを市へ提出し報告すること。
- 6 業務の廃止をする際には、会員に対する説明やその後の措置等、会員の利便性を損なうことのないよう十分な配慮を行うこと。

新規登録の申請・更新及び変更等の書類の提出について

福祉有償運送に関する各種登録の際の申請は、運送の区域の所在する市町村を所管する運輸支局に必要書類を提出すること。なお、運営協議会への提出書類は指定するものを除きその写しを提出すること。

- 1 福祉有償運送を行う際に必要な登録等は次に掲げるものとする。
 - (1) 新規登録：新たに福祉有償運送を始めようとするとき
(道路運送法第79条の2)
 - (2) 更新登録：福祉有償運送の有効期間の更新をするとき
(道路運送法第79条の6)
 - (3) 変更登録：登録事項に変更があるとき
(道路運送法第79条の7)
 - (4) 軽微な事項の変更の届出：登録事項の軽微な事項を変更したとき
(道路運送法第79条の7第3項)
 - (5) 業務の廃止をするとき
(道路運送法79条の13)

◆新規登録

- 1 申請者は、次のいずれかに該当しない者であること。
 - (1) 1年以上の懲役又は禁固刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
 - (2) 登録の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の役員として存在した者で、取消しの日から2年を経過していない者
 - (3) 成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてその法定代理人が(1)(2)のいずれかに該当する者であるとき
 - (4) 法人である場合においては、その法人の役員が上記(1)～(3)のいずれかに該当する者であるとき
- 2 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 住所
 - (3) 自家用有償旅客運送の種別
 - (4) 運送の区域

- (5) 事務所の名称及び位置
- (6) 事務所ごとに配置する福祉有償運送に使用する自動車の種類ごとの数
- (7) 運送しようとする旅客の範囲
- (8) その他の添付書類
 - 運行管理の体制とその他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付すること。

3 新規登録に必要な書類は、上記の申請書等（別紙「①新規登録用必要書類一覧」を参考）を市が指定する日までに提出し、運営協議会の同意を得なければならない。

◆更新登録

- 1 登録の有効期限が満了する日の2ヶ月前から申請の受付が運輸支局において始まる。
- 2 複数の運送の区域を有する場合は、それぞれの区域における運営協議会での合意を得なければならない。
- 3 更新登録に必要な書類は、新規登録と同様（別紙「②更新登録用必要書類一覧」参考）とし、市が指定する日までに提出し、運営協議会の同意を得なければならない。
- 4 有効期間が満了した後に更新登録を行った場合は、災害等によりやむを得ない場合を除いて、更新は認められない。ただし、運営協議会で更新について協議を行っているにも関わらず、有効期間の満了する日までに正当な理由により協議が調わない場合には、協議の調っていることを証する書類を添付せずに更新登録申請を行うことができる。この場合、運営協議会の協議が調っていることを証する書類の提出がされるまで更新登録の可否の判断は保留となる。

◆変更登録

- 1 変更登録が必要なものは次の2点の変更のみとする。
 - (1) 運送の区域の拡大
 - 区域を減少する場合は、軽微な事項の変更の届出となる。なお、登録後に市町村合併があった場合でも、運送の区域は合併前の旧市町村の範囲にあるものとされ、運送の区域を合併後の市町村の範囲とする場合は、合併後運営協議会で協議を経て変更登録を申請すること。
 - (2) 自家用有償旅客運送の種別の変更
 - 福祉有償運送の他に過疎地有償運送を行おうとする場合に変更登録が必

要となる。ただし、いずれかを廃止する場合は軽微な事項の変更の届出となる。

- 2 変更登録に必要な書類（別紙「③変更登録用必要書類一覧」参考）を市が指定する日までに提出し、柏市福祉有償運送運営協議会の同意を得なければならない。

※ 上記(1)・(2)の変更については、市及び運営協議会へは新規扱いになるため、新規登録の必要書類で申請し、千葉運輸支局へは別紙「③変更登録用必要書類一覧」の書類を提出すること。

◆軽微な事項の変更の届出

次に掲げる軽微な事項の変更は、運輸支局の届出（別紙「④軽微な事項の変更届出用必要書類一覧」参考）のみとなる。なお、使用する車両が一事業所において5台以上になる場合は、運行管理体制を記載した書類及び運行管理責任者の要件を備えていることを証する書類を提出すること。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 自家用有償旅客運送の種別（過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）
- (3) 路線又は運送の区域を減少する場合
- (4) 事務所の名称及び位置
- (5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
- (6) 運送しようとする旅客の範囲

◆業務の廃止届出

業務の廃止の届出（別紙「⑥廃止届出用必要書類一覧」参考）の際は、登録証の原本を登録簿の存する運輸支局長等に返納しなければならない。

イ 柏市福祉有償運送事業者の更新登録について

協議事項	<p>福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6の規定による更新の登録申請を予定する次の(ア)から(エ)までの事業者について、市で事業者提出書類の確認及び事業者への質疑を実施し、各事業者更新概要を作成しましたので、御審議願います。</p> <p>なお、(ウ)は道路運送法第79条の8の規定による対価の変更も含みます。</p>
各事業者 更新概要	<p>次の(ア)から(エ)までを御確認ください。</p>
事業者 提出書類	<p>多数の書類があるため、本資料への添付は省略させていただきました。御希望の方は、指定の場所にて閲覧可能ですので、お電話で予約の上、令和8年1月21日（水）までに御来庁ください。</p> <p>【閲覧場所】柏市役所 別館2階 福祉政策課窓口</p> <p>【閲覧日時】令和8年1月7日（水）から 令和8年1月21日（水）まで 土日祝日・年末年始除く 8時30分～17時15分</p> <p>【閲覧予約】上記の時間に、福祉政策課政策担当に電話で予約をしてください。 電話番号：04-7167-1131</p>

(ア) 社会福祉法人 柏市社会福祉協議会

名称	社会福祉法人 柏市社会福祉協議会
住所	柏市柏5-11-8
代表者氏名	中川 博
初回登録	平成18年2月28日
登録期間	令和5年2月28日から令和8年2月27日まで

旅客の範囲	運送を必要とする理由		人数
	イ	身体障害者	3 2
	ロ	精神障害者	0
	ハ	知的障害者	0
	ニ	要介護認定者	1 7 9
	ホ	要支援認定者	1 9
	ヘ	基本チェックリスト該当者	0
	ト	その他の障害を有する者	0
総合計			2 3 0
車両数	福祉車両 6 台 (6 台所有車両)		
損害賠償 措置	全台 対人無制限, 対物無制限, 人身傷害保険 (5 , 0 0 0 万円)		
運転者	<p>1 2 名 (全員運転歴 3 年以上)</p> <p>【免許】</p> <p>全員 : 第一種運転免許</p> <p>【講習】</p> <p>全員 : 福祉有償運送運転者講習修了済</p> <p>6 名 : セダン等運転者講習修了済</p> <p>【年齢】 (令和 7 年 1 2 月 1 日現在)</p> <p>平均年齢 : 6 5 . 8 歳, 最高年齢 : 7 0 歳</p> <p>60 代 1 1 名, 70 代 1 名</p>		
対価	<p>定額制</p> <p>市内 1 回 (片道) 6 0 0 円</p> <p>市外 1 回 (片道) 8 0 0 円</p>		
運行管理 体制	<p>【令和 7 年 1 1 月の実施状況確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコールチェックカー導入済 ・運行管理の責任者の一般講習受講済 <p>【運行管理マニュアルから一部抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転スタッフはおおむね 70 歳以下 ・アルコール検知器でチェックし, また頭痛などで体調が悪い運転手には絶対に運転させない為に, 朝のミーティング時対面にて確認する。 		

事務局 確認事項	<p>①料金を定額制で市内と市外に分けている理由はありますか。また、待機料金及び迎車回送料金は徴収はしていますか。</p> <p>【事業者回答】</p> <p>一定地域の移動コストを勘案し市内と市外で定額制としています。また、利用会員にとって料金体系の分かり易さも含めた設定にしております。待機料金及び迎車回送料金は徴収していません。</p> <p>②会員のうち、要介護認定者が多いですが、要介護認定区分の内訳を教えてください。</p> <p>【事業者回答】</p> <p>要介護1：36名、要介護2：45名、 要介護3：26名、要介護4：44名、 要介護5：28名、要介護認定者合計：179名</p>																									
運送実績	<table border="1" data-bbox="497 994 1443 1331"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>稼働 日数</th> <th>運送 回数</th> <th>運送 延べ人数</th> <th>事故 件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>293</td> <td>4969</td> <td>4969</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>293</td> <td>5560</td> <td>5560</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>293</td> <td>5189</td> <td>5189</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>149</td> <td>2367</td> <td>2367</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和7年度：令和7年9月までの実績</p>	年度	稼働 日数	運送 回数	運送 延べ人数	事故 件数	令和4年度	293	4969	4969	0	令和5年度	293	5560	5560	0	令和6年度	293	5189	5189	0	令和7年度	149	2367	2367	0
年度	稼働 日数	運送 回数	運送 延べ人数	事故 件数																						
令和4年度	293	4969	4969	0																						
令和5年度	293	5560	5560	0																						
令和6年度	293	5189	5189	0																						
令和7年度	149	2367	2367	0																						

(イ) 社会福祉法人 彩会

名称	社会福祉法人 彩会
住所	千葉県松戸市小金原3-7-15
代表者氏名	平山 隆
初回登録	平成18年3月27日
登録期間	令和5年3月27日から令和8年3月26日まで

旅客の範囲	運送を必要とする理由		人数 3
	イ	身体障害者	3
	ロ	精神障害者	0
	ハ	知的障害者	0
	ニ	要介護認定者	0
	ホ	要支援認定者	0
	ヘ	基本チェックリスト該当者	0
	ト	その他の障害を有する者	0
		総合計	3
車両数	福祉車両 1 台 (所有車両)		
損害賠償措置	対人無制限, 対物無制限, 人身傷害 (5, 000 万円), 搭乗者傷害 (1, 000 万円)		
運転者	<p>3 名 (全員運転歴 3 年以上)</p> <p>【免許】</p> <p>全員 : 第一種運転免許</p> <p>【講習】</p> <p>全員 : 福祉有償運送運転者講習修了済</p> <p>【年齢】 (令和 7 年 1 月 1 日現在)</p> <p>平均年齢 : 47.4 歳, 最高年齢 : 52 歳</p> <p>40 代 2 名, 50 代 1 名</p>		
対価	<ul style="list-style-type: none"> 時間制 30 分まで 1,200 円。 30 分以降 10 分経過するごとに 200 円加算 (利用者の乗車から降車の時間) 迎車料金 1 km 毎に 30 円加算 		
運行管理体制	<p>【令和 7 年 1 月の実施状況確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> アルコールチェック导入済 運行管理の責任者の一般講習受講済 <p>【運行管理マニュアルから一部抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 種免許を有する者又は次の点を考慮して十分な能力及び経験を有している者とする。 <p>(1) 運転歴 3 年以上であり, かつ 70 歳以下である</p>		

	<p>こと。</p> <p>(2) 過去3年間運転免許停止処分を受けていないこと。</p> <p>(3) 福祉有償運送運転者講習を修了していること。 ・運行の開始前および運行の終了に点呼を行う。と同時に、アルコールチェッカーによる酒気帯びのチェックを行う。</p>																									
事務局 確認事項	<p>令和4年度以前は利用件数がありましたが、令和5年度以降は稼働日数等が0件となっています。今後も利用を見込んで、有効期間の更新登録申請を行うことでしょうか。</p> <p>【事業者回答】</p> <p>当事業所は障害福祉サービス（ヘルパー派遣事業）が中心であり、現時点での職員体制で有償運送業務までを行う余力がありません。ただ、ヘルパー利用の契約をしている利用者が何らかの理由で、有償運送で移動する以外の方法が無い、という事態が生じた場合に備えて継続をしたいと考えます。</p>																									
運送実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>稼働 日数</th> <th>運送 回数</th> <th>運送 延べ人数</th> <th>事故 件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和7年度：令和7年9月までの実績</p>	年度	稼働 日数	運送 回数	運送 延べ人数	事故 件数	令和4年度	1	1	1	0	令和5年度	0	0	0	0	令和6年度	0	0	0	0	令和7年度	0	0	0	0
年度	稼働 日数	運送 回数	運送 延べ人数	事故 件数																						
令和4年度	1	1	1	0																						
令和5年度	0	0	0	0																						
令和6年度	0	0	0	0																						
令和7年度	0	0	0	0																						

(ウ) 千葉県高齢者生活協同組合 花いちりん流山 ※対価の変更含む

名称	千葉県高齢者生活協同組合 花いちりん流山
住所	千葉県千葉市美浜区真砂5-21-12
代表者氏名	渡邊秀樹
初回登録	平成21年4月21日
登録期間	令和5年2月28日から令和8年2月27日まで

旅客の範囲	運送を必要とする理由		人数
	イ	身体障害者	0
	ロ	精神障害者	1
	ハ	知的障害者	0
	ニ	要介護認定者	17
	ホ	要支援認定者	6
	ヘ	基本チェックリスト該当者	0
	ト	その他の障害を有する者	5
		総合計	29
車両数	セダン車両13台（全台持込車両）		
損害賠償措置	対人無制限13台 対物無制限12台, 対物2000万円1台, 人身傷害3000万円5台, 人身傷害5000万円8台		
運転者	12名（全員運転歴3年以上） 【免許】 10名：第一種運転免許 2名：第二種運転免許 【講習】 全員：福祉有償運送運転者講習修了済（代替講習含む） 10名：セダン等運転者講習修了済 【年齢】（令和7年12月1日現在） 平均年齢：67.0歳, 最高年齢：79歳 40代1名, 50代2名, 60代3名, 70代6名		
対価	対価の変更協議依頼有。 事業者作成資料参照。		
運行管理体制	【令和7年11月の実施状況確認】 ・アルコールチェッカー導入済 ・運行管理の責任者の一般講習受講済 【運行管理マニュアルから一部抜粋】 ・運行の開始前および運行の終了後に、電話連絡に		

	より疾病，疲労，飲酒その他理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認
事務局 確認事項	<p>①運行開始前後の確認方法として電話連絡とありますが，運転者の体調について目視確認はしていますか。</p> <p>【事業者回答】</p> <p>目視確認はしておりません。体調を目視で確認することは運転者の体調管理の安全性を担保することから各運転者からLINEで顔が映る仕組みを検討しています。</p> <p>②高齢の運転者が多いですが，安全な運転のため特に取り組んでいることはありますか。</p> <p>【事業者回答】</p> <p>定例的にドライバー会議を開催し，毎回，交通安全協会の冊子を用いて無事故・無違反を目指す安全運転についての周知徹底と安全運転にかかる留意事項などの情報共有と運転者間での意見交換を図って，運送の安全と質の向上に努めています。</p> <p>③迎車回送料金及び待機料金は変更なしという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>【事業者回答】</p> <p>今回の改定には，変更はありません。</p> <p>④早朝（8時以前），夜間（18時以降），祝祭日の25%増の根拠を教えてください。</p> <p>【事業者回答】</p> <p>割増は，国が定める介護ヘルパーの報酬基準（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準）における「夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）の利用に対し25%の報酬加算」の規定を参考として従前</p>

	より設定しているものです。なお祝祭日の割増は上記に準じて設定をしたものです。				
運送実績	年度	稼働日数	運送回数	運送延べ人数	事故件数
	令和 4 年度	2 1 6	6 4 9	6 4 9	0
	令和 5 年度	1 4 9	3 5 8	3 5 8	0
	令和 6 年度	1 0 9	2 7 5	2 7 5	0
	令和 7 年度	8 2	2 1 8	2 1 8	0
	※令和 7 年度：令和 7 年 9 月までの実績				

令和7年11月7日

柏市福祉有償運送運営協議会 殿

名 称 千葉県高齢者生活協同組合

住 所 千葉市美浜区真砂5-21-12

代表者の氏名 代表理事 渡邊 秀樹



福祉有償運送事業にかかる運送単価の改定について

現在、運送事業の環境については、ガソリンの高騰により7年前の現行の運送対価の設定時のガソリン価格に比して、18.3%の上昇をしております。

対価に占める燃料費の割合が30%強と高くなっています、労務費への割合を圧縮している状況となっております。

このままでは、自家用車でガソリン代を自前で賄っている運転協力者への経済負担が重く、運転協力者が他の産業に移動するとの声も聞かれて、事業存続が危ぶまれています。

また、「国土交通省自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて（令和6年4月26日物流・自動車局長通知）」により、運送の対価について、タクシー運賃の約8割と定められたこと並びに地域の多くの移動支援のニーズに応えるうえで、事業の存続性を図るために、運転協力者の経済的安定性を確保することが不可欠であることから別添のとおり対価の改定を願いたく申請いたします。

（別添資料）

- 1 福祉有償運送料金表（案）
- 2 現行料金と改定料金案との比較表
- 3 レギュラーガソリン価格比較

福祉有償運送料金表 (案)

令和8年4月1日実施

千葉県流山市美原4-1203-1

千葉県高齢者生活協同組合

花いちりん流山

1. 基本料金 : 利用者宅から2km以内 @ 600 ⇒ @ 700円
2. 距離別料金 : 2km超1km毎に @ 150 ⇒ @ 200円
3. 特別料金 : 早朝(8時以前)・夜間(18時以降) 祝祭日は25%増
4. 料金一覧表

距離別	単 価	積算料金
2kmまで	@ 700円	@ 700円
3km	@ 200円	@ 900円
4km	@ 200円	@ 1,100円
5km	@ 200円	@ 1,300円
6km	@ 200円	@ 1,500円
7km	@ 200円	@ 1,700円
8km	@ 200円	@ 1,900円
9km	@ 200円	@ 2,100円
10km	@ 200円	@ 2,300円

5. その他
 - ① 迎車回送料金: 基本料金 5ヶ以上 500円
待機料金 : 基本料金 30分 450円
30分超10分毎150円
 - ② ご本人負担分: 駐車料・有料道路通行料。
 - ③ 日曜日、年末(12/30~1/3)は、休業です。
 - ④ 異常気象時(積雪・凍結・台風・集中豪雨)の移送は、安全確保のため中止することがありますのでご了承お願いいたします。

現行料金と改定料金案との比較表

タクシー料金	1km	2km	3km	4km	5km	6km	7km	8km	9km	10km
(タクシー料金の差額)	(400)	500	900	1,300	1,700	2,200	2,600	3,000	3,400	3,800
花いちりん現在	(720)	(1,040)	(1,360)	(1,760)	(2,080)	(2,400)	(2,720)	(3,040)	(3,340)	(3,440)
タクシーとの差額	-300	-600	-750	-900	-1,050	-1,200	-1,350	-1,500	-1,650	-1,800

最終案(10km迄)	1km	2km	3km	4km	5km	6km	7km	8km	9km	10km
花いちりん現行	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	1,650	1,800	1,800
花いちりん改定案	700	900	1,100	1,300	1,500	1,700	1,900	2,100	2,300	2,300
1km毎の上昇額			200	200	200	200	200	200	200	200
値上幅	100	150	200	250	300	350	400	450	500	500
値上率	16.7	20.0	22.2	23.8	25.0	25.9	26.7	27.3	27.8	27.8
改定案 タクシーとの差額	-200	-400	-600	-900	-1,100	-1,300	-1,500	-1,700	-2,000	-2,000

最終案(11km以降)	11km	12km	13km	14km	15km	16km	17km	18km	19km	20km
花いちりん現行	1,950	2,100	2,250	2,400	2,550	2,700	2,850	3,000	3,150	3,300
花いちりん改定案	2,500	2,700	2,900	3,100	3,300	3,500	3,700	3,900	4,100	4,300
1km毎の上昇額	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
値上幅	550	600	650	700	750	800	850	900	950	1,000
値上率	28.2	28.6	28.9	29.2	29.4	29.6	29.8	30.0	30.2	30.3

経費推移(前回価格見直し時と現在の比較)

●レギュラーガソリン価格比較

調査日	2019/11/5	2025/10/27	上昇率(%)
千葉県レギュラー価格(円/L)	143.9	170.2	18.3

※経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ資料参照

(給油所小売価格調査 週次ファイル)

●最低賃金比較

	2019年	2025年	上昇率(%)
千葉県最低賃金(円/h)	923	1140	23.5

(エ) 社会福祉法人 青葉会

名称	社会福祉法人 青葉会		
住所	柏市十余二字南前山 175番66		
代表者氏名	松井 宏昭		
初回登録	平成27年3月13日		
登録期間	令和5年3月13日から令和8年3月12日まで		
旅客の範囲	運送を必要とする理由		人数
	イ	身体障害者	3
	ロ	精神障害者	2
	ハ	知的障害者	0
	ニ	要介護認定者	0
	ホ	要支援認定者	0
	ヘ	基本チェックリスト該当者	0
	ト	その他の障害を有する者	118
	総合計	123	
車両数	セダン車両30台（全台所有車両）		
損害賠償 措置	全台 対人無制限, 対物無制限 人身傷害（搭乗者傷害）3,000万		
運転者	<p>37名（全員運転歴3年以上）</p> <p>【免許】 36名：第一種運転免許 1名：第二種運転免許</p> <p>【講習】 全員：福祉有償運送運転者講習修了済 31名：セダン等運転者講習修了済 4名：介護福祉士登録証有</p> <p>【年齢】（令和7年12月1日現在） 平均年齢：46.5歳, 最高年齢：74歳 20代7名, 30代7名, 40代8名, 50代5名, 60代8名, 70代2名</p>		
対価	<p>距離制</p> <p>最初の5kmまで500円</p> <p>5kmを超える40kmまでは100円を加算。</p>		

	その後 1 km 毎に 100 円加算。																									
運行管理体制	<p>【令和 7 年 1 月の実施状況確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコールチェッカー導入済 ・運行管理の責任者の一般講習受講済 <p>【運行管理マニュアルから一部抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種免許は運転歴 3 年以上かつ 75 歳以下を原則 ・運行の開始前および運行の終了後に、原則対面で疾病、疲労、飲酒その他理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認 																									
事務局確認事項	<p>①平成 26 年度の初回登録時は、複数乗車を行っていないということでしたが、現在も変わりはありませんか。</p> <p>【事業者回答】</p> <p>現在も、複数乗車の利用はございません。</p> <p>②対価がタクシー運賃に比べ安いですが、今後改定の予定はありますか。</p> <p>【事業者回答】</p> <p>障害者年金が大幅に値上げされないため、当面の間は対価を改定する予定はございません。</p>																									
運送実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>稼働日数</th> <th>運送回数</th> <th>運送延べ人数</th> <th>事故件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>336</td> <td>1137</td> <td>1137</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>337</td> <td>1055</td> <td>1055</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>342</td> <td>1045</td> <td>1045</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年度</td> <td>173</td> <td>612</td> <td>612</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 7 年度：令和 7 年 9 月までの実績</p> <p>※令和 4 年度事故については、委員へ報告済。</p> <p>発生日時：令和 4 年 6 月 11 日（土）午後 0 時 22 分頃</p> <p>事故の区分：衝突</p>	年度	稼働日数	運送回数	運送延べ人数	事故件数	令和 4 年度	336	1137	1137	1	令和 5 年度	337	1055	1055	0	令和 6 年度	342	1045	1045	0	令和 7 年度	173	612	612	0
年度	稼働日数	運送回数	運送延べ人数	事故件数																						
令和 4 年度	336	1137	1137	1																						
令和 5 年度	337	1055	1055	0																						
令和 6 年度	342	1045	1045	0																						
令和 7 年度	173	612	612	0																						

2 福祉有償運送の概要

(1) 福祉有償運送とは

福祉有償運送とは、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、NPO法人や社会福祉法人等が、乗車定員11人未満の自家用自動車を用い、當利と認められない実費の範囲の対価によって行う、原則ドアツードアの個別輸送サービスである。

(2) 福祉有償運送登録団体

福祉有償運送を行うには、「柏市福祉有償運送運営協議会」での協議を経た上で、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局への登録申請が必要である。令和7年度第1回協議会開催時点で、千葉運輸支局長の登録を受けた団体は9団体である。

(3) 福祉有償運送運営協議会の役割

福祉有償運送の実施を希望する団体について、協議（必要性、運送の対価、利用者の安全と利便の確保の方策等）及び登録法人に対して必要な指導・助言を行う機関である。

(4) 福祉有償運送の利用対象者

次の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用するこれが困難な者で、旅客名簿に記載されている者及びその付添人

- イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者
- ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
- ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準（基本チェックリスト）に該当する者
- ト その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）、知的障害、精神障害その他の障害を有する者（自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含む）

以上

3 柏市福祉有償運送運営協議会委員名簿

	氏名	所属
	小久保 龍生	関東運輸局千葉運輸支局 輸送担当 運輸企画専門官
	田山 和宏	福祉有償運送に係る利用者
	松丸 尚	柏地区タクシー運営委員会 会長 (本市を営業区域に含む公共交通機関及び運転者の代表)
	武藤 一彦	東武バスセントラル株式会社 運輸統括部 イースト業務課 (本市を営業区域に含む公共交通機関及び運転者の代表)
	中川 博	社会福祉法人柏市社会福祉協議会 会長 (自家用有償運送に係る特定非営利活動法人等の代表)
	高沢 善広	特定非営利活動法人かしわ市民の会 理事長 (自家用有償運送に係る特定非営利活動法人等の代表)
会長	矢部 裕美子	柏市福祉部長 (福祉施策主管部長の職にある者)
副会長	内田 勝範	柏市土木部長 (交通施策主管部長の職にある者)

4 柏市福祉有償運送運営協議会要領

柏市福祉有償運送運営協議会要領

(設置)

第1条 柏市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上、公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から收受する対価その他自家用有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するために設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から收受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償運送のサービス内容その他自家用有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は柏市福祉施策主管部長、副会長は柏市交通施策主管部長又は部理事の職にある者を充てる。

- 2 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代行する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は次に掲げる者又は組織等の指名する者とする。

- (1) 千葉運輸支局
- (2) 福祉有償運送に係る利用者等
- (3) 本市を営業区域に含む公共交通機関及び運転者の代表
- (4) 自家用有償運送に關係する特定非営利活動法人等の代表
- (5) 柏市福祉施策主管部長の職にある者及び柏市交通施策主管部長又は部理事の職にある者
- (6) その他会長が必要と認めた者

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、その議長を務める

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

5 協議会は、第2条に規定する協議事項が軽微なものである場合又は委員の召集が困難である場合等にあっては、開催に代えて書面により協議することができるものとする。

6 前項の軽微なものである場合とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 有効期間の更新登録
- (2) 変更登録
- (3) 対価の改定
- (4) 手引きの改正

7 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人は、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

8 協議会に出席できない委員は、会長又は副会長に議決権の行使を委任することができる。この場合において、委任により議決権

を行使した委員は、協議会に出席したものとみなす。

（関係者の出席等）

第8条 会長は、必要と認める場合は、委員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。

2 前項の規定により出席を求められた関係者は、協議会に出席することができる。

3 会長は、前項の規定による出席者に意見を聞き、又は資料の提供を求めることができる。

（庶務）

第9条 協議会の事務局の事務は、交通施策主管課及び福祉施策主管課において処理する。

（補足）

第10条 この要領に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要領は、平成17年3月15日から施行する。

2 この要領に基づく協議会は、平成17年3月27日までの間は柏市と沼南町が共同で主宰する。

附 則

この要領は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月7日から施行する。